



消防だより

令和3年4月号



令和3年春季全国火災予防運動を実施しました

3月1日(月)から3月7日(日)までの1週間、令和3年春季全国火災予防運動を実施しました。期間中、町長による特別点検、女性消防クラブと連携した防火広報、消防団による林野火災防ぎょ訓練などを実施し、防火思想の高揚を図りました。



東日本大震災から10年、備えを大切に

2011年3月11日午後2時46分・・・あの大規模な地震・津波災害から早くも10年が過ぎましたが、現在でも多くの災害が日本各地で起きています。非常用持ち出しカバン、食料品・日用品等の蓄えなどみなさんできていますか？ぜひご家庭でご家族みんなと**防災アクション**を実践してみましょう！

防災アクションとは

あなたが災害に備えて、日頃からとるべき行動や災害が起こった時、その場でとるべき行動のことです。

もしもの時を想像してみよう：⌚ 15分

- 身を守れる安全な場所はどこ？
- 家具類や家電はどうなる？
- もし寝室で眠っていたら？
- トイレや浴室に入っていたら？

地図で確認しよう：⌚ 15分

- 近隣の避難場所・避難経路
- 集合場所
- 家族との連絡の取り方
- 自分の連絡先、家族の連絡先

防災のために必要なものを話し合おう：⌚ 15分

- 我が家の備蓄リスト
- 非常用持ち出し袋に入れる物リスト
- 我が家のそれぞれの部屋の転倒・落下・移動防止策

防災バッチリ、準備タイム：⌚ 15分

- 備蓄品の置き場所の確認
- 非常用持ち出し袋の置き場所の確認
- 家具類・家電に合った転倒・落下・移動の防止対策

こうして1時間もあればもしものときに、家族が安全に生き残れる対策がまとまります。最後に一人ずつ感想を述べるとなおいでしょう。皆さんぜひ一家で気楽に話し合ってみて実践してみましょう。

消防用設備等の点検報告のお願い

防火対象物の所有者等(所有者・管理者・占有者)は、消防用設備を設置した場合、定期的に点検を行い、消防署へ報告する義務があることをご存じでしょうか。

★点検対象施設とは：150㎡以上の店舗、全ての飲食店、ホテル、共同住宅等

当本部では、点検報告の向上を推進するため、建物の規

模により、資格がなくても、比較的点検の容易な消火器と誘導標識について、点検から報告書作成までを補助するウェブアプリをホームページ上に掲載致しました。この機会に、ご自身で点検報告をしてみませんか。

消防用設備点検アプリURL

<http://www.town.kumejima.okinawa.jp/docs/2021020200018/>



※住宅用火災警報器の交換の目安は**10年**です。定期的に作動の確認をしましょう。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いします。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。 ※違反対象物公表制度

あなたの所有・管理する建物で、用途変更(部分的な用途変更も含む)増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、消防本部へ必ずご相談下さい。これらの変更や工事を行ったことにより、消防設備が必要になったが未設置だと消防法令違反により、公表の対象になることがあります。

新たに事業を始める方も同様ですので、消防本部へご相談ください。



2月 出動状況

・救 急 …………… 34件 (75件)	・風水害 …………… 0件 (0件)
・火 災 …………… 0件 (0件)	・捜 索 …………… 0件 (0件)
・救 助 …………… 0件 (0件)	・その他 …………… 4件 (7件)

()は、令和3年累計 合計………… 38件 (82件)